

【 投薬 】

192 気管支炎に対するモンテルカストナトリウム及びプラナルカスト水和物の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するモンテルカストナトリウム（シングレア錠等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性気管支炎
 - (2) 慢性気管支炎
- ② 次の傷病名に対するプラナルカスト水和物（オノンカプセル等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性気管支炎
 - (2) 慢性気管支炎

○ 取扱いを作成した根拠等

気管支炎は、様々な原因（細菌・ウイルス感染、喫煙等）により気管に炎症が起こる疾患で、症状の持続期間により急性と慢性に分かれる。

モンテルカストナトリウム（シングレア錠等）とプラナルカスト水和物（オノンカプセル等）はロイコトリエン受容体拮抗作用による気管支（気道）収縮抑制ならびに粘膜分泌抑制作用を示す。したがって、本剤の添付文書に示された効能・効果である「気管支喘息、アレルギー性鼻炎」の症状は改善させるが、気管支炎そのものは、ロイコトリエンが関与する病態ではないことから、有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①②の傷病名に対するモンテルカストナトリウム（シングレア錠等）、プラナルカスト水和物（オノンカプセル等）の算定は、原則として認められないと判断した。

【 投薬 】

193 扁桃炎に対する去痰剤の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

扁桃炎に対する、効能・効果に上気道炎のない去痰剤【内服薬】（アンブロキシソール塩酸塩、ブロムヘキシシン塩酸塩等）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

去痰剤【内服薬】の一つであるアンブロキシソール塩酸塩の添付文書の効能・効果は「急性気管支炎、気管支喘息、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺結核、塵肺症、手術後の喀痰喀出困難、慢性副鼻腔炎の排膿（去痰）」である。

扁桃炎は細菌やウイルス感染により扁桃に炎症が起きる上気道疾患であり、上記効能・効果に記載されていない。

以上のことから、扁桃炎に対する、効能・効果に上気道炎のない去痰剤【内服薬】（アンブロキシソール塩酸塩、ブロムヘキシシン塩酸塩等）の算定は、原則として認められないと判断した。

【 投 薬 】

195 ツロブテロールの算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するツロブテロール【外用薬】（ホクナリンテープ等）の算定は、原則として認められない。

- (1) かぜ症候群・感冒
- (2) インフルエンザ
- (3) 上気道炎（急性・慢性）
- (4) 咽頭炎（急性・慢性）
- (5) 慢性咽喉頭炎
- (6) 間質性肺炎
- (7) 慢性呼吸不全
- (8) 溶連菌感染症

○ 取扱いを作成した根拠等

ツロブテロール【外用薬】（ホクナリンテープ）の添付文書の効能・効果は「気管支喘息、急性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫」に伴う「気道閉塞性障害に基づく呼吸困難など諸症状の緩解」であり、気管支拡張作用により諸症状を改善するが、気道狭窄が見られない上記傷病名に対する有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記(1)から(8)の傷病名に対するツロブテロール【外用薬】（ホクナリンテープ等）の算定は、原則として認められないと判断した。

【 検査 】

219 喉頭ファイバースコープの算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対するD299 喉頭ファイバースコープの算定は、原則として認められる。
 - (1) 咽頭異物
 - (2) 声帯結節症
- ② 扁桃炎に対するD299 喉頭ファイバースコープの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

咽頭異物は、魚の骨等の異物が誤って咽頭に入り込んだ状態であるが、咽頭は喉頭と連続しており、異物除去のため、喉頭ファイバースコープが必要となる症例もある。また、声帯結節は、喉頭の内腔にある声帯に両側性にしこりができた状態であり、診断には喉頭ファイバースコープによる声帯の観察が必要である。

一方、扁桃は喉頭よりも上部に位置し、扁桃炎の診療に当たっては、直視下の診察が可能であり、通常、喉頭ファイバースコープの必要性はないと考えられる。

以上のことから、D299 喉頭ファイバースコープについて、咽頭異物、声帯結節症に対する算定は原則として認められるが、扁桃炎に対する算定は原則として認められないと判断した。

【 検査 】

220 中耳ファイバースコープの算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD300中耳ファイバースコープの算定は、原則として認められる。
 - (1) 急性中耳炎（鼓膜穿孔あり）
 - (2) 滲出性中耳炎（鼓膜穿孔あり）
- ② 次の傷病名に対するD300中耳ファイバースコープの算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性中耳炎（鼓膜穿孔なし）
 - (2) 滲出性中耳炎（鼓膜穿孔なし）
 - (3) 外耳炎

○ 取扱いを作成した根拠等

中耳ファイバースコープは、外耳道から鼓膜の穿孔を通して経鼓膜的に内視鏡を挿入し、中耳の状態を観察する検査である。人工的に鼓膜を切開して中耳を観察する場合もあるが、多くは穿孔した鼓膜を通して中耳を観察する。

以上のことから、D300中耳ファイバースコープについて、上記①の傷病名に対する算定は、原則として認められるが、②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

【 処置 】

2 2 3 血腫、膿腫穿刺の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

耳介血腫に対する J 059－2 血腫、膿腫穿刺の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

J 059-2 血腫、膿腫穿刺については、厚生労働省通知*に「血腫、膿腫その他における穿刺は、新生児頭血腫又はこれに準ずる程度のものに対して行う場合は、区分番号「J 059－2」血腫、膿腫穿刺により算定できるが、小範囲のものや試験穿刺については、算定できない」と示されている。

耳介血腫は、外傷等により耳介の軟骨と皮下組織の間に血液が溜まった状態の疾患であり、放置した場合には自然治癒することは少なく、耳介に変形を残す。これらの後遺症を防ぐには早期の血腫・膿腫穿刺が有効であり、通知に合致するものと判断できる。

以上のことから、耳介血腫に対する J 059－2 血腫、膿腫穿刺の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について